

ニュージーランドの 国家形成と現在

220781075
梅本 昇波



はじめに

- a) キウイ輸出の増加
 - ア) 果物輸出総額の73%を占有
→過去最高水準に到達

+
b) 投資家ビザの要件緩和

ア) グロース

- i) 3年間で500万ニュージーランドドルの投資
- ii) 21日以上の居住

イ) バランス

- i) 不動産と上場株の低リスク分野に投資
- ii) 105日以上の居住

→3カ月で13億ニュージーランドドル相当の申請

c) 金融政策

ア) 影響：米国が15%の相互関税

→2025年に政策金利を5.5%から2.5%に金融緩和

+

。

第1章 英国支配下の歴史

第1節 ニュージーランドの概要

a) ニュージーランドの概要

ア) オーストラリアの東に位置

イ) 首都はウェリントン

ウ) 人口は約500万人

エ) 国土面積は273万534平方キ

ロメートル(日本の約4分の3)

才) 気候は西岸海洋性気候



b) 民族構成

ア) 欧州系67.7%、マオリ系17.7%、太平洋島国系8.8%

イ) 英語とマオリ語

c) 産業

ア) 第一次産品(乳製品、肉類、羊毛類等)が約6割

⇒主にリンゴ、キーウィフルーツ、ブドウ

イ) 先住民族観光の推進

第2節 イギリス連邦への編入

a) ニュージーランドの発見

ア) 1642年にオランダ人、アベル・タスマンが発見

イ) 語源は*Nieuw Zeeland*(新しき海の国)

イ) 1769年にイギリス人、ジェイムズ・クックが探索

イ) 正確な地図の作成と植物の標本を採取

b) キリスト教とマスケット銃の導入

ア) 英国教会宣教師会の後援でキリスト教の布教

イ) マスケット銃でマオリ社会で部族間争いが勃発

c) ワイタンギ条約の締結

ア) 1840年5月21日

イ) ウィリアム・ボブソンはイギリス主権を宣言

イ) 1840年11月

イ) ワイタンギ条約が全国の部族首長で署名

⇒ニュージーランドはイギリスの王室直轄植民地

d) ヨーロッパ化

ア) 1907年のトフンガ抑圧法でマオリ言語と文化抑圧

⇒マオリ族の保護と教育制度

第3節 第二次世界大戦下

- a) ニュージーランド人の第二次世界大戦参加人数
 - ア) 194,000人の男性が国内外の陸海空軍、商船に従事
 - イ) 被害
 - i) 死亡者数：11,626人
 - ii) 負傷者数：約20,000人

b) 戦時中の政権

ア) 1935-40年：マイケル・ジョセフ・サベージが総督

i) 1938年に社会保障法の制定

⇒病院での包括的な無料医療サービスの構築

ii) 老齢年金等の年金の拡大

c) 日本へJ-Forceの派遣

ア) 1945-48年、戦後の連合国による占領に派遣

イ) 戦争のコストは5億ポンド

第2章 ニュージーランドの自立

- 第1節 イギリスからの独立
- a) 1907年：自治植民地からドミニオン（自治領）に昇格
ア) 国家に近い地位の獲得
イ) 軍隊の保持や一部外交も独立
- b) 1947年：ウェストミンスター憲章の成立
ア) イギリスと対等関係で完全な自由の獲得
⇒立法的な独立の達成

- c) 1960年2月：世界で農業から工業への転換
 - ア) 農業中心のニュージーランドに大打撃
- d) イギリスのアジア太平洋地域から軍事的の脱退
 - ア) 安全保障の再構築
 - i) オーストラリアとアメリカと再定義
- e) 経済自由化政策
 - ア) イギリス以外の日本、アメリカ等への輸出
- f) 1977年：国歌の変更
 - ア) God Save the QueenからGod Defend New Zealand
⇒国家象徴の再編

第2節 マオリ運動

- a) マオリの農村部から都市部への大移住
 - ア) 1945年の20%から1976年の76%まで增加
- イ) マオリ慣習の維持
 - i) 学校教育でのマオリ語の勉強
 - ii) マオリ古来の集会所を建築

⇒ 実際には古来のしきたりから脱却
- b) マオリの土地の失権
 - ア) 1960年代に多くはパケハに売却
 - イ) 1970年代にマオリが伝統的な権利と先住民族性を表明

⇒ 失地回復運動と抵抗運動の勃発

c) 1975年：ワイタンギ審判所の設立

ア) ワイタンギ条約の1975年以降

の条約違反への提訴を審理

⇒マオリとパケハの問題は漁業権、
エネルギー資源にも波及

イ) 1985年：憲法改正

i) 1840年から審判所設立までの提訴も可能

ii) マオリの慣行や権利侵害も審理対象

第3節 ロジヤーノミクス

改革の内容

ア) 1984年以降

イ) 財務大臣ロジャー・ダグラスと若手官僚が改革

ウ) 自由主義、競争主義、市場主義

イ) 政府規制の緩和、競争原理の導入、経済活動の重視

→小さな政府化でニュージーランド経済の活力向上

→社会的弱者の生活にはマイナス効果

b) 1986年頃から2度目の改革

ア) 貿易、為替、資本の自由化

i) 輸入品数量制限廃止、関税大幅削減

ii) 変動相場制移行、為替市場不介入

iii) 預金貸出金利規制撤廃、銀行業参入自由化

イ) 大型間接税導入

i) 1986年：物品サービス税10%導入

ウ) 省庁の統廃合と企業化、規制緩和

i) 郵政省を郵便貯金、郵便、電話事業に分割

ii) 航空管制の企業化

iii) バス、タクシー、航空等の許認可制度廃止

第3章 現代国家への道のり

第1節 福祉国家の失敗

a) 福祉モデル

ア) 生活最低限の援助と全員に平等なサービスの提供

→付加税20%の財政収入で国家負担増加

イ) 1991,1992年に要件強化

i) 年金の受給開始年齢を60歳から65歳に変更

ii) 付加税を20%から25%に増加

iii) 教育給付金75%減額→学生ローンの導入

b) 納付条件と管理者

ア) 対象：居住者と市民

イ) 管理者：ACC(Accident Compensation Corporation) = 事故災害補償公社

→他人の受益のために税負担を強要で不公平

→制度の複雑化で貧困層の増加

第2節 自然保護の まちづくり

- a) 外来植物の増加
 - ア) 100年間で自生植物約2,500種類の10倍
 - i) 地域環境変化の対策
→市民がボランティアで駆除活動
- b) 自然保護局(**Department of Conservation**)の活動
 - ア) 自生種の保護
 - i) 自生種の採取
 - ii) 自然保護局で増殖
 - iii) 元の場所に植栽

c) 環境省(Ministry for the Environment)の活動

ア) 1977年:リザーブ法制定

→国土の3分の1を自然保護地に策定

イ) 1996年から公有財産の管理運営計画の策定義務化

ウ) 環境裁判所の設置

i) 環境問題に特化の審判

ii) ウェリントン、オークランド、クライストチャーチ
に判事が常駐

第3節 ジャシンダ・ アーダーン政権

a) 政治体制と選挙

ア) 一院制

i) 定数:120

ii) 任期3年

イ) 選挙制度:小選挙区比例代表併用制

i) 当選者全員の議席獲得と比例代表名簿からの残議席獲得

ウ) 政党:主に国民党と労働党

b) 2017年:大統領就任

ア) ニュージーランドで3人目の女性大統領

イ) 百日計画の始動

i) 産休と育児休暇の期間延長

ii) 燃料手当支給

iii) 海外投資家の中古住宅購入禁止の法律制定

ウ) 2018年:任期中の出産

i) 産休6週間

ii) 新しい働き方が社会に定着

第4章 近年の事象と 社会変革

- ### 第1節 マオリ教育の変換点
- a) 2018年の国勢調査でマオリの認識率低下
 - ア) 先住民族の歴史的経験と社会的地位が未共有
→国家のアイデンティティ形成に課題
 - b) 2月6日:ワイタンギ・デー(祝日)
 - ア) ワイタンギ条約締結の日に制定
 - イ) マオリは土地の喪失、貧困層の増加で不平等
→負の象徴:「厄介の日」

c) 2018年:アーダーン首相の出席

ア) ワイタンギ・デーから5日間ワイタンギに滞在

i) 会談に加え、バーベキュー大会の実施

→マオリの人々に真摯に対応

ii) 任期中、毎年ワイタンギの訪問を約束

イ) イギリス連邦の女王エリザベス2世の晩餐会参加

i) 伝統衣装のカフ・フルフルの着用

→植民地支配国の宮殿訪問と伝統衣装は異例

d) 2022年:マオリ教育の必修化

ア) 内容:入植の歴史、マオリ戦争の経緯、国家形成の過程

第2節 悲劇的な事件と銃規制

a) クライストチャーチ銃乱射事件

ア) 発生日:2019年3月15日

イ) 発生時刻:午後1時40分から午後2時10分

ウ) 場所:2か所のモスク

i) 1か所目:マスジット・アルヌール

→被害者:43名

ii) 2か所目:リンクウッド・イスラムセンター

→被害者:8名

b) 3月21日:銃規制の法律制定

ア) 対象:軍用のセミオートマチック銃とライフル

イ) 内容:所持の禁止と売買禁止

c) SNSのテロ対策

ア) 白人至上主義のコンテンツ禁止

イ) エスニック・コミュニティ省の設立

ウ) 移民などの多様な支援

ウ) テロ防止法と関連法の厳正化

第3節 第一次産業の変化

a) 畜産業の変化

ア) めん羊の衰退

i) 1981年:6,988万頭

ii) 2019年:2,683万頭

イ) 乳牛の発展

i) 292万頭から626万頭

b) 若者の新規参入への推進

ア) シエアミルギングシステムの導入

i) 農場補助者から農場主へのステップアップ
→一般サラリーマンと同様の就業構造

イ) プライマリーITOの存在

i) 農業労働者への訓練サポート
→読み書き、計算能力、農場の知識

ii) 国家資格の取得補助
→国が社会的地位形成で産業を発展

a) 就業前教育の充実化

ア) 保育所の所管

i) 社会福祉省から教育省

→幼稚園と同様の教育施設

イ) 補助金の充実化とカリキュラムの統一

b) 保育所に親の教育施設も併設

→働く親の増加と家庭教育の質向上

今後の展望

c) 就業前教育政策のデメリット

ア) 保育所の利用者増加で予算補助金の不足

イ) 保育者の雇用難と質の低下

→保育の学校化で教育の質について考慮が必要

d) 今後の改善案

ア) カリキュラムの再設計で質の向上

イ) 教員の育成

ウ) 学校教育との連携強化

→教育の向上で貧困層拡大防止に期待